ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

こどもまんなか
こども家庭庁

障害福祉報酬改定検討チーム	
第68回（R8.11.5）	資料３

横断的事項について（地域区分）≪論点等≫

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

こども家庭庁 支援局 障害児支援課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

【論点】地域区分について

現状・課題

○　障害福祉報酬は、障害福祉サービスの内容や施設・事業所の所在する地域等を考慮しつつ、障害福祉サービスの提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定されており、障害福祉サービスの提供に要する費用の主たるものは人件費である。

○　地域区分は、この人件費の地域差を反映する仕組みであり、公平性・客観性を担保する観点から、原則として、地域における民間の賃金水準を反映して設定されている公務員（国家公務員又は地方公務員）の地域手当に準拠して設定している。

○　公務員の地域手当については、令和7年度から、級地区分を設定する地域の単位を広域化（従来の市町村単位から都道府県単位を基本）するとともに、級地区分の段階数を7区分から5区分とする見直しが段階的に行われている。この公務員の地域手当の見直しを踏まえ、令和9年度以降の地域区分について、令和8年3月に市町村の意向確認を実施した。

○　前回の地域区分の見直しは、平成26年人事院勧告において国家公務員の地域手当が見直しされたことを踏まえ、この見直し内容に準拠する形で平成30年度障害福祉報酬改定において対応したところであり、その際、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、市町村の意向を確認した上で、経過措置を設けている。

【論点】地域区分について

論　点

○　令和9年度以降の地域区分の級地設定についてどのように考えるか。また、級地設定にあたり、経過措置や特例の取扱いについてどのように考えるか。

検討の方向性

○　地域区分の趣旨やこれまでの見直しの経緯を踏まえ、令和9年度以降の地域区分は、最新の民間賃金の状況を反映した国家公務員又は地方公務員の地域手当に準拠して級地設定することを原則としつつ、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、過去の見直し時と同様、市町村の意向を踏まえて、従前の上乗せ割合を維持することも可能な経過措置を講じることとしてはどうか。

○　特例については、隣接した市町村との級地格差による人材確保への影響も踏まえる必要があり、級地区分の段階数が7区分から5区分になることから、現行の5級地差ルールの対象自治体がなくなるため、当該特例を見直してはどうか。
具体的には、介護報酬の地域区分の見直しの方向性と同様に、級地区分の段階数に応じた見直しとして3級地差ルールに見直す等としてはどうか。

○　こうした特例見直し案を前提に、市町村の意向を再度確認した上で、令和9年度以降の地域区分を設定してはどうか。

現行の地域区分における級地の設定状況について

○令和6年度から令和8年度における各級地の自治体数

級地	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
上乗せ割合	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	―
自治体数	23	7	30	24	62	134	193	1,268

○経過措置及び特例の適用状況（令和6年4月1日時点）

（自治体数）

		合　計	本来の級地よりも引き上げ	本来の級地よりも引き下げ
公務員の地域手当に準拠		1,705	－	－
経過措置を適用		32	23	9
特例を適用	完全囲まれルールを適用	3	2	1
	3級地差ルールを適用	1	1	－
	複数隣接ルールを適用	－	－	－
	5級地差ルールを適用	－	－	－

現行の地域区分における級地の設定方法

＜原則＞

公務員（国家公務員または地方公務員）の地域手当の設定に準拠
※　報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、市町村の意向を確認した上で、従前の上乗せ割合を維持することも含め、見直し前後の上乗せ割合の範囲内で級地の設定を認める経過措置を設けている（令和8年度末まで延長）。

➡ 令和6年人事院勧告等により、公務員の地域手当が見直されたため、見直しが必要

＜特例＞

（1） 次の場合は、当該地域に隣接する地域に設定された地域区分のうち、一番低い地域区分までの範囲で引き上げること、または、一番高い地域区分までの範囲で引き下げることを認める。

① 当該地域の地域区分よりも高い地域または低い地域に囲まれている場合。【完全囲まれルール】

② 当該地域の地域区分よりも高い地域または低い地域に複数隣接しており、かつ、その地域の中に当該地域と3級地以上の級地差がある地域がある場合。ただし、引き上げの場合は、公務員の地域手当の設定がある自治体を除く。【3級地差ルール】

➡ 地域手当の級地が7区分から5区分になることに伴い、（2）と併せ、見直しが必要

③ 当該地域の地域区分よりも高い地域または低い地域に複数隣接しており、かつ、当該地域の地域区分と同じ地域との隣接が単一（引き下げの場合を除く）の場合。ただし、引き上げの場合は、公務員の地域手当の設定がある自治体を除く。【複数隣接ルール】

（2） 5級地以上の級地差がある地域と隣接している場合、4級地差になるまでの範囲で引き上げること、または、引き下げることを認める。【5級地差ルール】

➡ 地域手当の級地が7区分から5区分になることに伴い、見直しが必要

障害福祉報酬の地域区分の見直しに係る意向の確認結果について

○　令和８年３月に各市町村に対して、令和９年度以降の地域区分の設定に係る意向や各市町村における公務員の地域手当の支給割合等の調査を実施。

○　当該調査は、令和９年度からの地域区分を提示したものではなく、令和９年度障害福祉報酬改定に向けた地域区分の見直しを検討するために実施。

○　公務員の地域手当に準拠して地域区分の上乗せ割合を設定することについて、約９割の市町村が「意向なし（令和６年人事院勧告等で示された公務員の地域手当に準拠。現行の上乗せ割合と変わらない又は現行よりも上がる）」との回答であった。

自治体の回答内容	自治体数
・意向なし（令和６年人事院勧告等で示された公務員の地域手当に準拠（現行の上乗せ割合と変わらない））	1,083自治体（62.2%）
・意向なし（令和６年人事院勧告等で示された公務員の地域手当に準拠（現行よりも上乗せ割合が上がる））	465自治体（26.7%）
・現行と同じ上乗せ割合を希望（経過措置を希望）	97自治体（5.6%）
・その他の回答	96自治体（5.5%）

※　「その他の回答」としては、公務員の地域手当と異なる割合を希望する自治体や現時点では未定と回答する自治体などがあった。

令和9年度障害福祉報酬改定に向けた地域区分の級地の設定方法（案）①

＜原則＞

- 公務員（国家公務員または地方公務員）の地域手当の設定に準拠することを原則とする。
- 報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、市町村が希望する場合、従前の上乗せ割合と公務員の地域手当の範囲内で級地や上乗せ割合を設定することができる経過措置を設ける。 → （p7）
- 経過措置は、令和11年度末までとし、令和12年度以降については、令和12年度障害福祉報酬改定時に市町村の意見を確認することとする。

地域区分の経過措置について

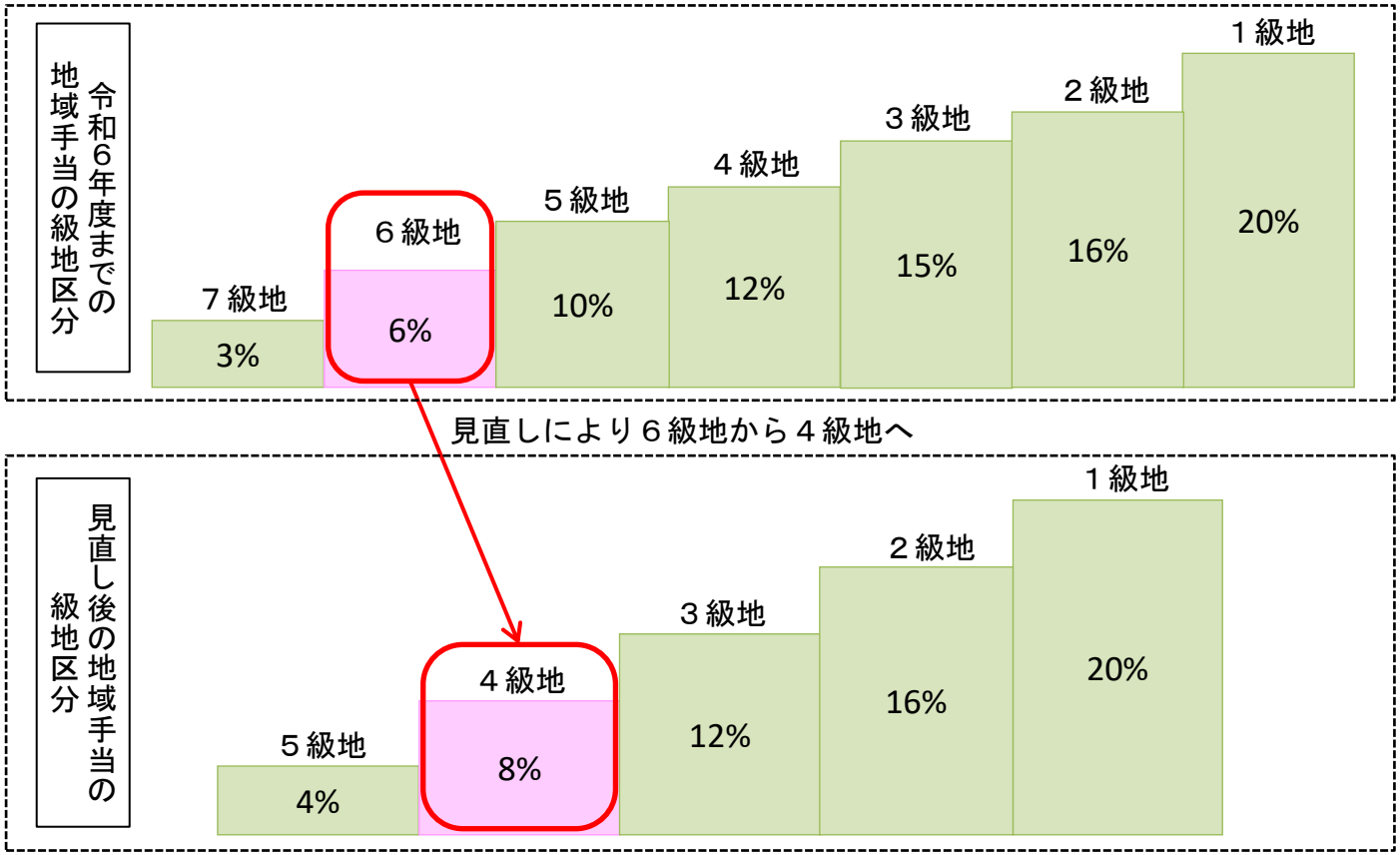
概要

○　地域区分の見直し(※)にあたっては、支給割合が上がる自治体もあれば下がる自治体もあるため、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、市町村の意向を確認した上で、従前の支給割合を維持することを含め、見直し前後の支給割合の範囲内で設定することを可能とする経過措置を設けている。

※　これまで、平成24年度、平成27年度及び平成30年度の障害福祉報酬改定において、地域区分の見直しを実施。

○　経過措置については、３年毎の障害福祉報酬改定の際に、その取扱いについて市町村の意向を確認しており、令和８年度末まで延長が認められている。

（参考）公務員の地域手当に準拠して障害福祉報酬の地域区分も見直した場合の経過措置の扱い



地域区分については、**<u>６％～８％の範囲で設定</u>**することが可能

令和9年度障害福祉報酬改定に向けた地域区分の級地の設定方法（案）②

＜特例＞

（1） 次の場合は、当該地域に隣接する地域に設定された地域区分のうち、一番低い地域区分までの範囲で引き上げること、または、一番高い地域区分までの範囲で引き下げることを認める。

① 当該地域の地域区分よりも高い地域または低い地域に囲まれている場合。
【完全囲まれルール】 → 継続（p9）

② 当該地域の地域区分よりも高い地域または低い地域に複数隣接しており、かつ、当該地域の地域区分と同じ地域との隣接が単一（引き下げの場合を除く）の場合。ただし、引き上げの場合は、公務員の地域手当の設定がある自治体を除く。
【複数隣接ルール】 → 継続（p9）

（2） 3級地以上の級地差がある地域と隣接している場合、2級地差になるまでの範囲で引き上げること、または、引き下げることを認める。
【3級地差ルール】 → 新規（p10） ※ 現行の5級地差ルール（p13イ）・3級地差ルール（p13ア ii ）を統合

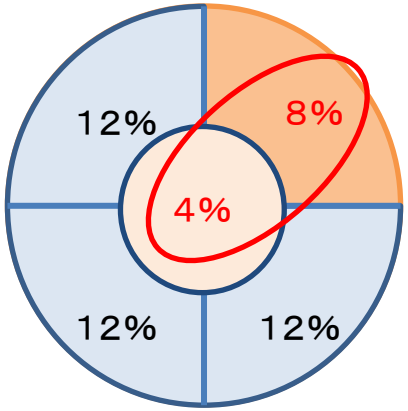
（3） 介護報酬及び子ども・子育て支援制度における公定価格の両方の地域区分が、経過措置等による特別な事情で障害福祉報酬の級地より高くなっている場合、その範囲内において、隣接する高い級地のうち、最も低い区分まで引き上げることを認める。
【他制度との均衡ルール】 → 新規 ※ 介護と同様の取り扱い

地域区分の特例の設定方法について　案①

＜ 現行の特例（継続） ＞

【特例（1）①（完全囲まれルール）の例】

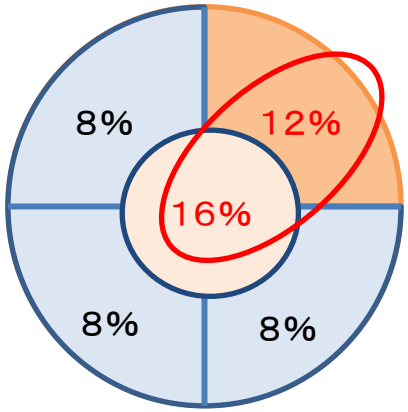
（引き上げの場合）



✓ 高い地域区分の地域に全て囲まれている場合

⇒隣接地域の地域区分のうち、一番低い区分までの範囲で選択可能
（８％を選択可）

（引き下げの場合）

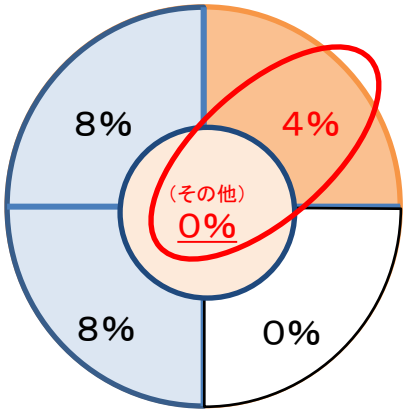


✓ 低い地域区分の地域に全て囲まれている場合

⇒隣接地域の地域区分のうち、一番高い区分までの範囲で選択可能
（12%を選択可）

【特例（1）②（複数隣接ルール）の例】

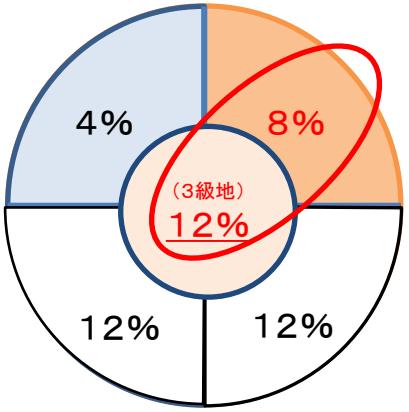
（引き上げの場合）



✓ その他（0%）の地域であって、高い地域区分の地域と隣接しており、同一区分（0%）の地域との隣接が単一の場合

⇒隣接地域の高い地域区分のうち、一番低い区分までの範囲で選択可能
（４％を選択可）

（引き下げの場合）



✓ 低い地域区分の地域と隣接している場合（高い区分とは接していない）

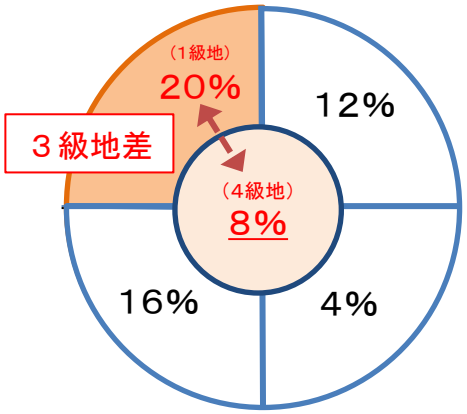
⇒隣接地域の低い地域区分のうち、一番高い区分までの範囲で選択可能
（８％を選択可）

地域区分の特例の設定方法について　案②

＜ 特例の見直し案 ＞

【特例（2）（3級地差ルール）の例】（5級地差ルールの見直し）

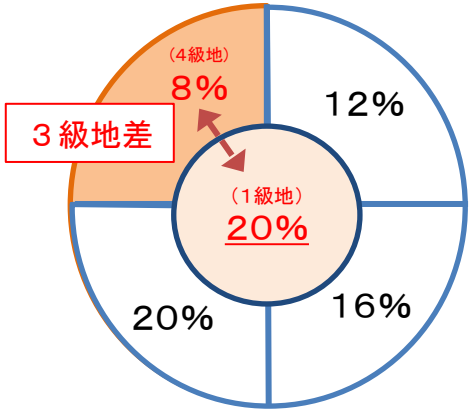
（引き上げの場合）



○３級地以上の級地差がある
地域と隣接している場合

⇒２級地差になるまで
引き上げが可能
（12%（３級地）を選択可）

（引き下げの場合）



○３級地以上の級地差がある
地域と隣接している場合

⇒２級地差になるまで
引き下げが可能
（16%（２級地）を選択可）

障害福祉報酬の仕組み

○ 障害福祉報酬は、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定している。（障害者総合支援法第29条第3項等）

○ 利用者に障害福祉サービス等を提供する従業者の賃金は地域によって差があり、この地域差を障害福祉報酬に反映する為に、「単位」制を採用し、地域ごと、サービスごとに1単位の単価を設定している。

事業者に支払われるサービス費（利用者は所得に応じた自己負担）＝
① サービスごとに算定した単位数　×　② サービスごと、地域ごとに設定された1単位の単価

【障害福祉報酬の算定】（生活介護の例）

サービスごとに算定した単位数

基本報酬

定員11人以上20人以下	所要時間6時間以上7時間未満	区分６	1,258単位
		区分５	941単位
		区分２以下	532単位

等

＋

加算・減算

定員超過利用減算	基本報酬 × 70/100
人員配置体制加算	＋33～321単位
常勤看護職員等配置加算	＋6～32単位

等

×

サービスごと、地域ごとに設定された１単位の単価

級地	単価	（参考）地域例
１級地	11.22円	東京都　特別区
２級地	10.98円	大阪府　大阪市
３級地	10.92円	千葉県　成田市
４級地	10.73円	兵庫県　神戸市
５級地	10.61円	茨城県　水戸市
６級地	10.37円	宮城県　仙台市
７級地	10.18円	北海道　札幌市
その他	10.00円	－

※　１単位の単価は、10円～11.60円
※　生活介護の単価は、10円～11.22円

事業者に支払われるサービス費（利用者は所得に応じた自己負担）

地域区分の概要

1. 基本的考え方

○　障害福祉報酬は、人件費・物件費等を勘案しているが、地域ごとの人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、地域別・人件費割合別（サービス別）に1単位当たりの単価を割増ししている。

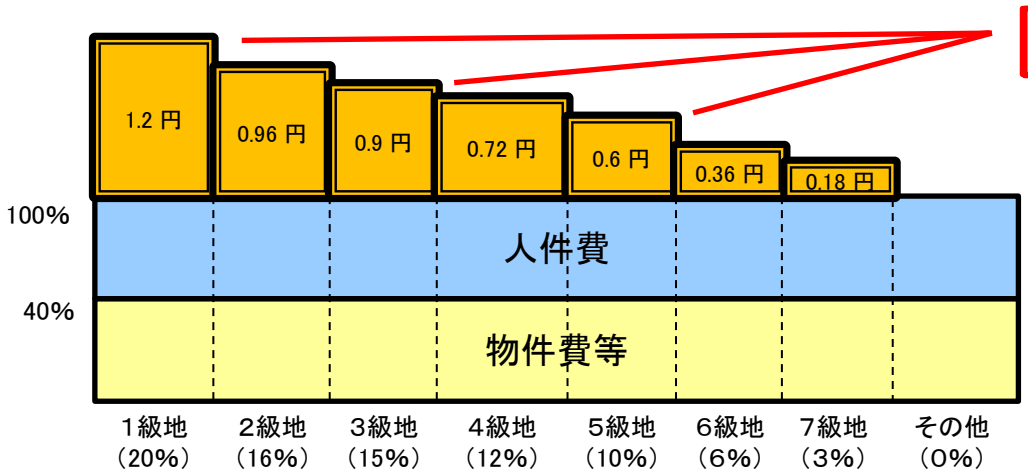
○　当該地域は、国家公務員の地域手当の区分を基本とするとともに、国家公務員の地域手当の設定がない地域については、隣接する地域の実情を踏まえ、平成29年度以前までは障害福祉サービス等で独自に地域手当を設定していたが、平成30年度以降は、介護保険サービスと同様の地域区分を設定している。　※ 一部地域においては、経過措置あり。

2. 障害福祉サービスの費用（報酬）単価の割増し

○　報酬単価は1単位10円を基本として、地域別の上乗せ割合に人件費割合を乗じて割り増しされる。

○　地域区分の上乗せ割合は、障害者サービス、障害児サービスともに以下の8区分
　1級地（20%）、2級地（16%）、3級地（15%）、4級地（12%）、5級地（10%）、6級地（6%）、7級地（3%）、その他（0%）

【人件費割合が60%のサービスのイメージ】



例：特別区の場合
1単位の単価＝10円＋(10円×地域別上乗せ割合×サービス別人件費割合)

＝10円＋(10円×20%×60%)　→　11.20円

地域区分の特例について

令和６年度障害福祉報酬改定

概要

■　令和６年度以降の級地の設定に当たっては、引き続き、原則として、介護報酬と同じ区分とすることを基本としつつ、公平性を欠く状況にあると考えられる自治体については特例（※１）を設け、自治体に対して行った意向調査の結果を踏まえ、級地に反映する。

また、平成30年度報酬改定の際に設けられた経過措置（※２）については令和５年度末までがその期限となっているが、令和８年度末までの延長を認める。

さらに、平成30年度報酬改定時以降に、介護報酬と同じ区分に変更した自治体について、現行の区分と従前の区分の範囲内で設定することを認める（令和８年度末までの適用）。

（※１）

ア　次の場合は、当該地域に隣接する地域に設定された地域区分のうち、一番低い又は高い地域区分までの範囲で引上げる又は引下げることを認める。

ⅰ　当該地域の地域区分よりも高い又は低い地域に全て囲まれている場合。

ⅱ　当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に複数隣接しており、かつ、その地域の中に当該地域と３級地以上の級地差がある地域が含まれている場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。

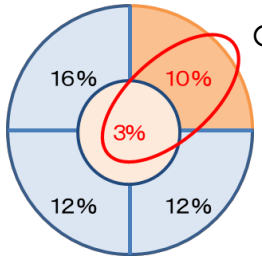
ⅲ　当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に囲まれており、かつ、同じ地域区分との隣接が単一（引下げの場合を除く。）の場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。

イ　５級地以上の級地差がある地域と隣接している場合について、４級地差になるまでの範囲で引上げ又は引下げを認める。

（※２）

平成30年度の地域区分の見直しに当たり、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、従前の設定値と見直し後の設定値の範囲内で選択することが可能とするもの。

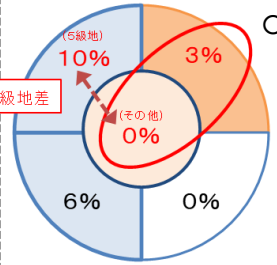
【アⅰ に該当する事例】



○高い地域区分の地域に全て囲まれている場合

⇒６％又は10％を選択可

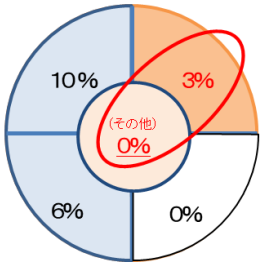
【アⅱ に該当する事例】



○その他（0%）地域であって、高い地域区分の地域と複数隣接し、その中に３級地以上の級地差がある地域が含まれている場合

⇒３％を選択可

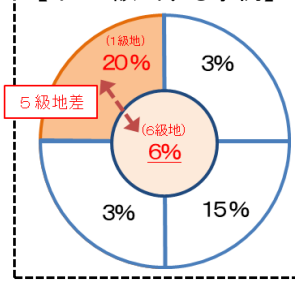
【アⅲ に該当する事例】



○その他（0%）の地域であって、高い地域区分の地域に囲まれており、同一の区分（0%）とは単一の隣接となっている場合

⇒３％を選択可

【イ に該当する事例】



○５級地以上の級地差がある地域と隣接している場合

⇒10％を選択可

○ 令和6～8年度における地域区分の適用地域（障害者サービス）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
上乗せ割合	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
地域	東京都 特別区	東京都 調布市 町田市 狛江市 多摩市 神奈川県 横浜市 川崎市 大阪府 大阪市	埼玉県 さいたま市 和光市 千葉県 千葉市 成田市 浦安市 東京都 八王子市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 福生市 清瀬市 東久留米市 稲城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 厚木市 愛知県 名古屋市 刈谷市 豊田市 大阪府 守口市 大東市 門真市 兵庫県 芦屋市	茨城県 牛久市 埼玉県 志木市 千葉県 船橋市 習志野市 印西市 東京都 立川市 昭島市 東大和市 神奈川県 相模原市 横須賀市 藤沢市 逗子市 三浦市 海老名市 大阪府 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 四條畷市 兵庫県 神戸市 西宮市 宝塚市	茨城県 水戸市 日立市 龍ケ崎市 土浦市 石岡市 取手市 つくば市 守谷市 かすみがうら市 埼玉県 川口市 草加市 戸田市 朝霞市 新座市 八潮市 ふじみ野市 千葉県 市川市 松戸市 佐倉市 市原市 八千代市 四街道市 袖ケ浦市 栄町 東京都 羽村市 あきる野市 日の出町 神奈川県 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市 座間市 綾瀬市 葉山町 寒川町 愛川町 愛知県 知立市 豊明市 みよし市 滋賀県 大津市 草津市 栗東市 京都府 京都市 長岡京市 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市 兵庫県 尼崎市 伊丹市 川西市 三田市 広島県 広島市 府中町 福岡県 福岡市 春日市	宮城県 仙台市 多賀城市 茨城県 古河市 利根町 栃木県 宇都宮市 野木町 群馬県 高崎市 埼玉県 川越市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 越谷市 蕨市 入間市 桶川市 久喜市 北本市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 白岡市 伊奈町 三芳町 宮代町 杉戸町 松伏町 千葉県 木更津市 野田市 茂原市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ケ谷市 白井市 酒々井町 東京都 武蔵村山市 瑞穂町 檜原村 奥多摩町 神奈川県 秦野市 大磯町 二宮町 中井町 清川村 岐阜県 岐阜市 静岡県 静岡市 愛知県 岡崎市 瀬戸市 春日井市 津島市 安城市 西尾市 稲沢市 大府市 尾張旭市 日進市 愛西市 清須市 北名古屋市 弥富市 あま市 長久手市 一宮市 江南市 岩倉市 東郷町 豊山町 大治町 蟹江町 飛島村 三重県 津市 四日市市 桑名市 鈴鹿市 亀山市 滋賀県 彦根市 守山市 甲賀市 京都府 宇治市 亀岡市 向日市 八幡市 京田辺市 木津川市 城陽市 大山崎町 久御山町 精華町 大阪府 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市 泉南市 大阪狭山市 阪南市 島本町 豊能町 能勢町 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町 太子町 河南町 千早赤阪村 兵庫県 明石市 猪名川町 奈良県 奈良市 大和郡山市 生駒市 福岡県 大野城市 福津市 太宰府市 糸島市 那珂川市 粕屋町	北海道 札幌市 茨城県 結城市 下妻市 常総市 笠間市 ひたちなか市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 桜川市 つくばみらい市 小美玉市 大洗町 東海村 阿見町 河内町 八千代町 五霞町 境町 栃木県 栃木市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 さくら市 下野市 壬生町 群馬県 前橋市 伊勢崎市 太田市 渋川市 榛東村 吉岡町 玉村町 埼玉県 熊谷市 深谷市 日高市 毛呂山町 越生町 滑川町 嵐山町 川島町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 寄居町 千葉県 東金市 君津市 富津市 八街市 富里市 山武市 大網白里市 長柄町 長南町 神奈川県 南足柄市 山北町 箱根町 新潟県 新潟市 富山県 富山市 石川県 金沢市 内灘町 福井県 福井市 山梨県 甲府市 南部町 長野県 長野市 松本市 上田市 岡谷市 飯田市 諏訪市 伊那市 塩尻市 下諏訪町 岐阜県 大垣市 高山市 多治見市 関市 美濃加茂市 各務ヶ原市 可児市 静岡県 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 湖西市 函南町 清水町 長泉町 小山町 川根本町 森町 愛知県 豊橋市 半田市 豊川市 蒲郡市 犬山市 常滑市 小牧市 新城市 東海市 知多市 高浜市 田原市 大口町 扶桑町 阿久比町 東浦町 幸田町 設楽町 東栄町 豊根村 三重県 名張市 いなべ市 伊賀市 木曽岬町 東員町 菰野町 朝日町 川越町 滋賀県 長浜市 野洲市 湖南市 高島市 東近江市 米原市 近江八幡市 竜王町 日野町 京都府 井手町 兵庫県 姫路市 加古川市 三木市 高砂市 小野市 加西市 丹波篠山市 加東市 稲美町 播磨町 奈良県 天理市 橿原市 桜井市 御所市 香芝市 葛城市 宇陀市 大和高田市 山添村 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 川西町 三宅町 田原本町 曽爾村 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 和歌山県 和歌山市 橋本市 紀の川市 岩出市 かつらぎ町 岡山県 岡山市 広島県 東広島市 廿日市市 呉市 海田町 熊野町 坂町 山口県 周南市 徳島県 徳島市 高知県 高松市 福岡県 北九州市 飯塚市 筑紫野市 古賀市 長崎県 長崎市	その他の地域
地域数	23	7	30	24	62	134	193	1268

○ 令和6～8年度における地域区分の適用地域（障害児サービス）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他	
上乗せ割合	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%	
地域	東京都 特別区	東京都 調布市 町田市 狛江市 多摩市 神奈川県 横浜市 川崎市 大阪府 大阪市	埼玉県 さいたま市 和光市 千葉県 千葉市 成田市 浦安市 東京都 八王子市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 福生市 清瀬市 東久留米市 稲城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 厚木市 愛知県 名古屋市 刈谷市 豊田市 大阪府 守口市 大東市 門真市 兵庫県 西宮市 芦屋市 宝塚市	茨城県 牛久市 埼玉県 朝霞市 志木市 千葉県 船橋市 習志野市 袖ケ浦市 印西市 東京都 立川市 昭島市 東大和市 神奈川県 相模原市 横須賀市 藤沢市 逗子市 海老名市 大阪府 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 四條畷市 兵庫県 神戸市	茨城県 水戸市 日立市 土浦市 龍ケ崎市 取手市 つくば市 守谷市 かすみがうら市 埼玉県 川口市 草加市 戸田市 八潮市 新座市 富士見市 ふじみ野市 東松山市 三芳町 千葉県 市川市 松戸市 佐倉市 市原市 四街道市 八千代市 栄町 東京都 あきる野市 日の出町 神奈川県 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市 座間市 綾瀬市 寒川町 愛川町 葉山町 愛知県 西尾市 みよし市 知立市 豊明市 滋賀県 大津市 草津市 栗東市 京都府 京都市 長岡京市 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市 兵庫県 尼崎市 伊丹市 川西市 三田市 広島県 広島市 府中町 福岡県 福岡市 春日市	宮城県 仙台市 多賀城市 茨城県 古河市 利根町 栃木県 宇都宮市 野木町 群馬県 高崎市 埼玉県 川越市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 越谷市 蕨市 入間市 桶川市 久喜市 北本市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 白岡市 伊奈町 宮代町 杉戸町 松伏町 千葉県 野田市 茂原市 柏市 流山市 鎌ケ谷市 白井市 木更津市 我孫子市 酒々井町 東京都 武蔵村山市 羽村市 瑞穂町 檜原村 奥多摩町 神奈川県 秦野市 大磯町 二宮町 中井町 清川村 長野県 塩尻市 岐阜県 岐阜市 静岡県 静岡市 愛知県 岡崎市 瀬戸市 春日井市 豊川市 津島市 碧南市 安城市 稲沢市 大府市 日進市 愛西市 清須市 北名古屋市 弥富市 あま市 長久手市 一宮市 江南市 尾張旭市 岩倉市 東郷町 豊山町 大治町 蟹江町 飛島村 三重県 津市 四日市市 桑名市 鈴鹿市 亀山市 滋賀県 彦根市 守山市 甲賀市 京都府 宇治市 亀岡市 向日市 八幡市 京田辺市 木津川市 城陽市 大山崎町 久御山町 精華町 大阪府 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市 泉南市 大阪狭山市 阪南市 島本町 豊能町 能勢町 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町 太子町 河南町 千早赤阪村 兵庫県 明石市 猪名川町 奈良県 奈良市 大和郡山市 生駒市 和歌山県 和歌山市 橋本市 福岡県 大野城市 太宰府市 福津市 糸島市 那珂川市 粕屋町	北海道 札幌市 茨城県 結城市 下妻市 常総市 笠間市 ひたちなか市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 つくばみらい市 大洗町 阿見町 河内町 八千代町 五霞町 境町 東海村 栃木県 栃木市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 さくら市 下野市 壬生町 群馬県 前橋市 伊勢崎市 太田市 渋川市 玉村町 榛東村 吉岡町 埼玉県 熊谷市 深谷市 日高市 毛呂山町 越生町 滑川町 川島町 吉見町 鳩山町 寄居町 千葉県 東金市 君津市 富津市 八街市 富里市 長柄町 長南町 神奈川県 南足柄市 山北町 箱根町 新潟県 新潟市 富山県 富山市 石川県 金沢市 内灘町 福井県 福井市 山梨県 甲府市 南部町 長野県 長野市 松本市 諏訪市 伊那市 岐阜県 大垣市 多治見市 美濃加茂市 各務原市 可児市 静岡県 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 函南町 清水町 長泉町 小山町 川根本町 森町 愛知県 豊橋市 半田市 蒲郡市 犬山市 常滑市 小牧市 東海市 知多市 高浜市 田原市 新城市 大口町 扶桑町 阿久比町 東浦町 幸田町 設楽町 東栄町 豊根村 三重県 名張市 いなべ市 伊賀市 木曽岬町 東員町 菰野町 朝日町 川越町 滋賀県 長浜市 野洲市 湖南市 高島市 東近江市 近江八幡市 竜王町 日野町 兵庫県 姫路市 加古川市 三木市 高砂市 奈良県 天理市 橿原市 桜井市 御所市 香芝市 葛城市 宇陀市 山添村 大和高田市 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 川西町 三宅町 田原本町 曽爾村 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 岡山県 岡山市 広島県 三原市 東広島市 廿日市市 呉市 海田町 坂町 山口県 周南市 徳島県 徳島市 香川県 高松市	福岡県 北九州市 飯塚市 筑紫野市 古賀市 長崎県 長崎市	その他の地域
地域数	23	7	32	23	62	135	165	1294	

地域区分の見直しに向けた進め方について

○　地域区分は、公平性・客観性を担保する観点から、原則として、地域における民間の賃金水準を反映して設定されている公務員（国家公務員又は地方公務員）の地域手当に準拠しているが、地域区分の見直しにあたっては、支給割合が上がる自治体もあれば下がる自治体もあるため、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、市町村の意向を確認した上で経過措置を設けている。

※　経過措置とは別に、隣接地域の状況により公平性を欠く状況にあると考えられる自治体に対し、特例を設けている。

○　この経過措置の適用について、支給割合が上がる場合には、従前の支給割合を維持することを含め、見直し前後の支給割合の範囲内で設定することを可能としており、例えば３年毎に段階的に引き上げていくことも可能としている。また、支給割合が下がる場合にも同様の設定を可能としている。

○　国家公務員の地域手当については、令和６年８月の人事院勧告において、級地区分を設定する地域の単位を広域化（従来の市町村単位から都道府県単位を基本）するとともに、級地区分の段階数を７区分から５区分とする見直し内容が示され、令和７年度から段階的に支給割合の引き上げや引き下げが実施されている。

○　また、地方公務員の地域手当についても同様の見直しが行われており、総務省の方針を踏まえて各市町村で地域手当の設定を行うことになるが、地域手当の設定にあたっては、特別交付税の減額措置が令和７年度から廃止されており、国家公務員とは異なる独自の支給割合を設定する自治体が増加することも考えられる。

○　こうしたことを踏まえ、令和９年度障害福祉報酬改定に向け、以下のスケジュールで市町村の意向を確認しつつ、検討を進める予定。

（今後のスケジュール（予定））

令和８年２～３月　市町村への意向調査
※令和９年度以降の地域区分の設定に係る意向や各市町村における公務員の地域手当の支給割合等を調査

令和８年度以降　令和9年度障害福祉報酬改定に向けて障害福祉報酬改定検討チームで議論

令和８年末頃　市町村に令和９年度からの地域区分を提示

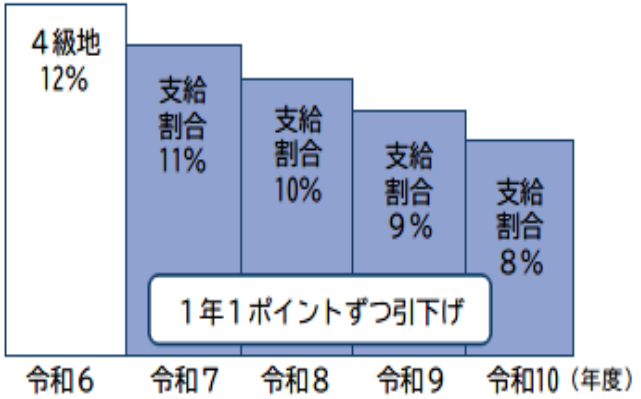
（参考）公務員の地域手当の見直し内容

（「本年の給与勧告のポイントと給与勧告の仕組み」（令和6年8月 人事院）より抜粋）

地域手当の大くくり化等

- 支給地域の単位の広域化
 - ✓ 都道府県を基本とする。中核的な市(都道府県庁所在地及び人口20万人以上の市)については当該地域の民間賃金を反映
- 級地区分をシンプルに
 - ✓ 20%、16%、12%、８%、４%の５級地に再編。民間賃金が高い東京都特別区については引き続き20%に設定
- 支給割合の変動に伴い激変緩和に配慮
 - ✓ 現行からの支給割合の引下げは４ポイント以内に抑制
 - ✓ 支給割合の引下げは段階的に実施(１年１ポイントずつ。引上げもこれに合わせて段階的に実施)

【激変緩和措置】例：現行４級地12% → 見直し後４級地８%



- 現在10年ごととしている級地区分の見直し期間を短縮

【現行】

級地区分	支給割合	支給地域の例
１級地	20%	東京都特別区
２級地	16%	横浜市、大阪市 等
３級地	15%	さいたま市、千葉市、名古屋市 等
４級地	12%	神戸市 等
５級地	10%	京都市、広島市、福岡市 等
６級地	６%	仙台市、静岡市、高松市 等
７級地	３%	札幌市、新潟市、岡山市 等

【見直し後】
16都府県
+79市

級地区分	支給割合	支給地域の例（都府県で指定）	支給地域の例（中核的な市で個別に指定）
１級地	20%		東京都特別区
２級地	16%	東京都	横浜市、大阪市 等
３級地	12%	神奈川県、大阪府	さいたま市、千葉市、名古屋市 等
４級地	８%	愛知県、京都府	仙台市、静岡市、神戸市、広島市、福岡市 等
５級地	４%	茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、広島県、福岡県	札幌市、岡山市、高松市 等

（参考）地域手当の支給地域及び支給割合

（「本年の給与勧告のポイントと給与勧告の仕組み」（令和6年8月 人事院）より抜粋）

級地・支給割合	都道府県	都道府県の級地と異なる地域
1級地（20%）		東京都：特別区
2級地（16%）	東京都	茨城県：つくば市 神奈川県：横浜市、川崎市、藤沢市、厚木市 大阪府：大阪市、吹田市
3級地（12%）	神奈川県 大阪府	茨城県：取手市、守谷市 埼玉県：さいたま市、志木市、和光市 千葉県：千葉市、成田市、袖ケ浦市、印西市 愛知県：名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市 兵庫県：西宮市、芦屋市、宝塚市
4級地（8%）	愛知県 京都府	宮城県：仙台市、多賀城市 茨城県：水戸市、日立市、土浦市、龍ケ崎市、牛久市 埼玉県：川越市、東松山市、上尾市、朝霞市、坂戸市 千葉県：市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、市原市、富津市、浦安市 静岡県：静岡市 三重県：四日市市、鈴鹿市 滋賀県：大津市、草津市、栗東市 兵庫県：神戸市、尼崎市、明石市、伊丹市、川西市、三田市 奈良県：奈良市、大和郡山市、天理市 広島県：広島市 福岡県：福岡市、春日市、福津市
5級地（4%）	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 静岡県 三重県 滋賀県 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	北海道：札幌市 群馬県：前橋市、高崎市、太田市 富山県：富山市 石川県：金沢市 山梨県：甲府市 長野県：長野市、松本市、塩尻市 岐阜県：岐阜市 和歌山県：和歌山市、橋本市 岡山県：岡山市、倉敷市 香川県：高松市

（参考）見直し後の支給地域及び級地区分・支給割合

（「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会 給与分科会 報告書」（令和6年10月）より抜粋）

級地・支給割合	都道府県	都道府県の級地と異なる地域
1級地　20%		東京都：特別区
2級地　16%	東京都	茨城県：つくば市 神奈川県：横浜市、川崎市、藤沢市、厚木市 大阪府：大阪市、吹田市
3級地　12%	神奈川県 大阪府	茨城県：取手市、守谷市 埼玉県：さいたま市、蕨市、志木市、和光市 千葉県：千葉市、成田市、習志野市、我孫子市、袖ケ浦市、印西市 静岡県：裾野市 愛知県：名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市、日進市 京都府：長岡京市 兵庫県：西宮市、芦屋市、宝塚市
4級地　8%	愛知県 京都府	宮城県：仙台市、多賀城市 茨城県：水戸市、日立市、土浦市、龍ケ崎市、牛久市 埼玉県：川越市、東松山市、狭山市、上尾市、朝霞市、新座市、桶川市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市 千葉県：市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、市原市、八千代市、富津市、浦安市、四街道市 静岡県：静岡市 三重県：四日市市、鈴鹿市 滋賀県：大津市、草津市、栗東市 兵庫県：神戸市、尼崎市、明石市、伊丹市、高砂市、川西市、三田市 奈良県：奈良市、大和郡山市、天理市 広島県：広島市 福岡県：福岡市、春日市、福津市
5級地　4%	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 静岡県 三重県 滋賀県 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	北海道：札幌市 宮城県：富谷市 群馬県：前橋市、高崎市、太田市 富山県：富山市 石川県：金沢市 山梨県：甲府市 長野県：長野市、松本市、塩尻市 岐阜県：岐阜市 和歌山県：和歌山市、橋本市 岡山県：岡山市、倉敷市 香川県：高松市

※　表中「都道府県の級地と異なる地域」については、令和6年人事院勧告・報告で示された支給地域に、国家公務員が在勤していない地域も加えて掲げている。

（参考）地域区分に関連する閣議決定

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和７年６月13日閣議決定）

４．地域で活躍する人材の育成と処遇改善
（４）医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げ
（略）
介護、障害福祉、保育における令和６年人事院勧告を踏まえた地域区分への対応については、隣接した市町村等との級地格差による人材確保への影響も踏まえ、早急に検討を行い、次期報酬改定までに必要な見直しを実施する。